

訪問看護サービス 契約書（介護保険用）

様（以下、「利用者」といいます）と、済生会高岡訪問看護ステーション（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約を結びます。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法等関係法及びこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことを契約の目的とします。

（契約期間）

第2条 この契約期間は 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 までとします。なお利用者から契約終了の申し出がない場合は自動的に1年間契約は更新されるものとし、以後も同様とします。

また、入院、入所等で3か月以上ご利用がない場合は、契約を終了させていただきます。

（訪問看護の内容）

第3条 事業者は、利用者の希望をうかがい、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って、「訪問看護計画書」を作成し、利用者及びその家族に「訪問看護計画書」を提供します。

- 2 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。
- 3 提供を受けることのできる訪問看護サービス内容については、【重要事項説明書】に記載されているとおりであり、利用者及びその家族に説明します。
- 4 サービス内容や利用回数などはサービス担当者会議などで検討し、利用者と介護支援専門員との合意により変更できます。
- 5 事業者は、利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

（サービス提供の記録）

第4条 事業者は、利用者の訪問看護サービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も5年間保管します。

- 2 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる前項のサービス実施記録簿を、事業者の事務所において営業時間内に閲覧できます。

(利用料)

第5条 利用者は、訪問看護サービスの対価として、【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。

- 2 事業者は、当月料金の合計額に明細を付した請求書を翌月 20 日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月料金の合計額を、翌月 27 日までに事業者の指定する方法で支払います。
- 4 事業者は、支払われた料金に対して領収書を発行します。但し、紛失による再発行はできません。

(利用料の滞納による契約解除)

第6条 利用者が正当な理由なく利用料を3か月以上滞納した場合は、事業者は1か月以内の期限を定めて督促し、なお支払われないときは直ちに契約を解除することができるものとします。

- 2 事業者は前項の規定により契約を解除した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村などに連絡するなど必要な支援を行います。

(サービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日 17 時 30 分までに通知をすることで料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者が、サービス提供の前日 17 時 30 分までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は事業者は利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、キャンセル料を請求することができます。この場合キャンセル料は第5条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

(契約の終了)

第8条 利用者は事業者に対して、1週間以上の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内であっても、この契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合

(2) 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合又は、医療施設に入院した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- (3) 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第9条 事業者およびその職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

2 事業者はサービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。

(緊急時の対応)

第10条 事業者は、訪問看護サービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、家族等へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

(賠償責任)

第11条 事業者は、訪問看護サービス提供にともない、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。但し、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

(身分証携行義務)

第12条 訪問看護サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

(連携)

第13条 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付いたします。

3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを介護支援専門員に送付します。なお、第8条第2項又は第4項に基づいて解約通知をする際には、事前に介護支援専門員に連絡します。

(相談・苦情対応)

第14条 利用者は、提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者・市町村・国民健康保険団体連合会に対して苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、利用者とその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供

した訪問看護サービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(本契約に定めのない事項)

第15条 利用者および事業者は、信義誠実の原則をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の規定を尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和____年____月____日

【利用者】

住 所

氏 名 _____ 印

【署名代行者】

住 所

氏 名 _____ 印

(続柄: _____)

【事業者】

済生会高岡訪問看護ステーション
富山県高岡市二塚 355-1

管理者 伊勢呂 博恵 印